

資料20

群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程

(目的)

- 第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）教員及び学生等（以下「研究者」という。）が行うヒトを対象とする研究に対して、1947年ニュールンベルク綱領を基礎とした「ヘルシンキ宣言」（看護学研究については「看護研究における指針」）の趣旨を尊重して審査を行い、倫理配慮を図ることを目的とする。
- 2 この規程における「研究」とは、教育活動（講義、演習、実習及び実験）を含む。
- 3 この規程における「申請者」とは、この規定に基づく研究倫理審査を受ける研究者をいう。

(申請手続)

- 第2条 ヒトを対象とする研究を行おうとする研究者は、研究倫理審査申請書を学長に提出し、研究計画について学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の研究倫理審査申請書については、教員が行う研究については様式第1-1号、学部が学生が行う研究については様式第1-2号、大学院の学生が行う研究については様式第1-3号を使用するものとする。

(審査組織)

- 第3条 学長は、前条に規定する研究倫理審査申請書を受理したときは、本学倫理委員会（以下「委員会」という。）に審査を諮問する。

(委員会の職務)

- 第4条 委員会は、前条に規定する学長の諮問を受けたときは、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。
- (1) 研究の対象となる個人の人權擁護のための配慮。
- (2) 研究の対象となる個人からインフォームド・コンセントを得る方法。
- (3) 研究によって生じる個人の不利益及び危険性の予測。
- (4) ヒトを使わない研究方法の可能性。
- 2 前項に規定するもののほか、委員会は、学長の諮問に応じ、研究に関する倫理上の重要事項について調査及び審議する。

(会議)

- 第5条 前条に規定する審査のための会議は、委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員会を構成する委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 申請者は、会議に出席し、申請内容を説明し意見を述べるができる。
- 4 委員会は、申請者及び申請者以外の者に、会議に出席することを求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員は、自己の申請に係る審査には関与することができない。

(判定)

- 第6条 委員会の判定は、出席した委員全員の合意によるものとする。
- 2 判定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。
- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認

(5) 非該当

(会議及び審査記録の公開)

第7条 審査経過及び審査結果は、記録して保存する。

2 会議及び審査記録は公開を原則とするが、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

(審査結果の答申)

第8条 委員長は、審査の判定が出た後速やかに、審査結果を研究倫理審査結果意見書(様式第2号)により学長に答申するものとする。

2 前項の意見書は、審査の判定が第6条第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(研究計画の許可)

第9条 学長は、前条により答申を受けた委員会の意見を尊重し、研究計画の許可に係る決定を行うものとする。

2 許可に係る決定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

(1) 許可

(2) 条件付許可

(3) 変更の勧告

(4) 不許可

(5) 非該当

3 学長は、許可に係る決定後、速やかに結果を研究倫理審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

4 前項の通知は、決定内容が第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(再審査)

第10条 申請者は、前条の決定に異議がある場合は、結果の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、学長に再審査を申請することができる。

2 再審査は、再審査申請書(様式第4号)に、異議の根拠となる資料を添付して行われなければならない。

3 再審査の手続は、審査の規定を準用する。

(研究計画の変更)

第11条 申請者は、既に許可を受けた研究課題に係る研究計画について変更しようとする場合は、研究計画変更報告書(様式第5号)を遅滞なく学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ委員会に審査を諮問することができる。

(意見書発行申請)

第12条 申請者は、学術雑誌への投稿等のための倫理審査の証明が必要な場合は、意見書発行申請書(様式第6号)を学長に提出するものとする。

(意見書の発行)

第13条 学長は、前条の意見書発行の申請があった場合は、速やかに意見書(和文:様式第7号、英文:様式第8号)を申請者に発行するものとする。

(報告)

第14条 委員長は、委員会における審査、調査及び審議事項を大学運営会議に報告するも

のとする。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は事務局教務係において処理する。

(補足)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、審査の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

資料21

群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）に、動物愛護法、飼養保管基準及び文部科学省が策定した「動物実験等の実施に関する基本指針」等を踏まえ、科学的観点、動物愛護の視点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学内で行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。
- (2) 学外の別の機関に委託して行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
- (2) 実験動物等に関して優れた見識を有する者
- (3) その他の学識経験を有する者

2 委員は前項各号に掲げる者それぞれ1人以上を委員とし、定数を4人とする。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席、意見を求めるこ

とができる。

(学長への答申)

第8条 委員長は、学長の諮問を受けた事項については、審議終了後速やかにその結果を学長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務係において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

資料22

群馬県立県民健康科学大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程

(趣旨)

第1条 群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）の研究活動上の不正行為への対応については、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「研究者等」とは、本学において研究を行う者（教職員、学部生、研究科生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生その他本学の施設・設備を利用して研究に従事している者。ただし、本学との雇用形態を問わない。以下「構成員」という。）又は構成員であった者（通報された事案に係る研究を本学に所属していた際に行っていた者に限る。）をいう。
- 2 この規程において、「不正行為」とは、研究者等が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び他者の研究成果の盗用をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。
 - 3 この規程において「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいい、「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいい、「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
 - 4 この規程において「部局」とは、各学部、各大学院研究科、地域連携センター、附属図書館及び事務局をいう。
 - 5 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(運営及び管理体制)

- 第3条 本学における不正行為へ対応を適切に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、本学における不正行為への対応について本学全体を統括する最終責任者とし、学長をもって充てる。
 - 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、図書館長をもって充てる。
 - 4 研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、倫理委員会委員長をもって充てる。
 - 5 最高管理責任者は、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って不正行為

への対応が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(研究倫理教育の実施)

第4条 最高管理責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等への研究倫理教育の実施徹底に努めなければならない。

2 研究倫理教育責任者は、部局の協力を得て、不正行為の防止のために、定期的に啓蒙活動を行う。

(通報窓口の設置)

第5条 不正行為に関する大学内外からの通報を受け付けるための窓口(以下「通報窓口」という。)を設置し、事務局管理部次長がその任にあたる。

2 事務局管理部次長は、不正行為に関する通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(通報の取扱い)

第6条 通報は原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者等・グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由を記載した書面(別紙様式)、ファックス、電子メールにより提出若しくは送付し、又は電話、面談等により行う。ただし、匿名による通報があった場合は、事務局管理部次長は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

2 不正行為が行われようとしているなどの通報に対しては、最高管理責任者は、統括管理責任者及び被通報者が所属する部局長と協議の上、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に対して警告を行う。

(通報者・被通報者の取扱い)

第7条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを大学内外に周知する。

3 最高管理責任者は、通報者に対し、第13条第2項により悪意に基づく通報と認定された場合を除き、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行ってはならない。

4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の部分的又は全面的禁止、解雇その他不利益な取扱いは行ってはならない。

(予備調査委員会)

第8条 最高管理責任者は、第5条第2項による報告を受けたとき及び不正行為が疑われる事象があったときは、直ちに不正行為予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）を設置し、通報内容の合理性、調査可能性等について予備調査の実施を指示するものとする。

2 予備調査委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- 一 統括管理責任者
- 二 事務局長
- 三 研究倫理教育責任者
- 四 被通報者が所属する部局長
- 五 通報事案に係る研究分野の研究に従事する学内教員 若干名

3 予備調査委員会が必要と認めたときは、外部有識者を委員に加えることができる。

4 委員のうち、通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

(予備調査)

第9条 予備調査委員会は、通報事案について、速やかに予備調査を実施し、通報受付後原則として30日以内に、その結果を最高管理責任者に報告する。

2 通報事案について第10条に定める調査委員会による調査（以下「本調査」という。）を行わない場合は、最高管理責任者は、その理由を付記し通報者に通知するとともに予備調査の資料を保存し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関等（以下「資金配分機関」という。）及び通報者の求めに応じ開示することができる。

(調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、前条により実施された予備調査の結果、本調査すべきものと判断したときは、直ちに不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、事実関係を調査させなければならない。

2 調査委員会は、次の各号の委員をもって組織する。ただし、調査委員会の委員の過半数は、専門的知識を有する外部有識者とする。

- 一 統括管理責任者
- 二 通報事案に係る研究分野の研究に従事する学内教員 若干名
- 三 通報事案に係る研究分野以外の研究に従事する学内教員 若干名
- 四 通報事案に係る研究分野の研究に従事する外部有識者 若干名
- 五 法律・研究倫理関係の専門的知識を有する外部有識者 若干名

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

- 5 第2項に掲げるもののほか、第3項に規定する委員長が必要と認める教職員等を委員に加えることができる。
- 6 委員のうち、通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

(本調査)

- 第11条 調査委員会は、最高管理責任者が本調査すべきものと判断した場合、最高管理責任者に第9条第1項の報告が行われた日から原則として30日以内に本調査を開始し、その旨を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。通報者及び被通報者は、通知された日から14日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
 - 3 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、資金配分機関にも本調査を行う旨を報告する。
 - 4 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 調査委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
 - 6 調査委員会は、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第12条 調査委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の科学的に適正な方法と手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各部局において、各研究分野の特性に応じ、5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(認定)

第13条 調査委員会は、本調査開始後原則として150日以内に、調査内容について、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第14条 調査委員会は、速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第15条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。また、資金配分機関にも調査結果を報告する。

2 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者は通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第16条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、最高管理責任者に対し、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、資金配分機関に報告する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者等及び通報者の所属機関に通知し、資金配分機関に報告する。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、再調査結果を、通報者及び被通報者等に通知し、資金配分機関に報告する。また、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したときは、次の各号の調査結果を速やかに公表するものとする。

- 一 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- 二 不正行為の内容
- 三 調査結果の公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会委員の氏名及び所属
- 五 調査の方法及び手順
- 六 その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表する。

3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名及び所属を併せて公表する。

(調査中における一時的措置)

第18条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究費等の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第19条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学に所属するときは、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、直ちに当該事案に係る研究費等の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び群馬県職

員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第54号）等関係規程に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

（不正行為が行われなかったと認定された場合の措置）

第20条 不正行為が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、調査に際して実施した研究費等の支出の停止及び証拠保全の措置を解除するとともに、その旨を調査に関係した者に通知し、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が本学職員の場合は、前条の例にならい関係規程に基づく処分等適切な手續を講ずるものとする。また、当該者が本学以外の機関に所属している場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

（義務等）

第21条 この規程における不正行為への対応に携わる者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- 二 任務において知りえた秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
- 三 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 四 通報者及び被通報者、または調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

（事務）

第22条 予備調査委員会、調査委員会及び通報窓口に関する事務は、関係部局の協力を得て事務局学生図書係において処理する。

（雑則）

第23条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

群馬県立県民健康科学大学長 殿

所 属：

連絡先：

氏 名：

印

群馬県立県民健康科学大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程第6条の規定に基づき、下記の研究者等の不正行為について通報します。

記

1. 不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ名

所属：

氏名又はグループ名：

2. 不正行為の態様等及び事案の内容

(捏造、改ざん、盗用の別)

3. 不正とする科学的合理的理由

(理由)

資料23

群馬県立県民健康科学大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いについて、責任体制を明確化するとともに不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運営及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で公的資金を財源として国又は国が所管する独立行政法人等（以下「資金配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部、各大学院研究科、地域連携センター、附属図書館及び事務局をいう。

4 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

5 前項の規定にかかわらず事務局における部局長は、事務局管理部長とする。

(運営及び管理体制等)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学における公的研究費の適正な運営及び管理について本学全体を統括する最終責任者とし、学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用（以下「不正」という。）を防止するために適切な措置を講じる者とし、事務局管理部長をもって充てる。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

6 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関する権限と責任を明確にし、それに応じた体制を構築しなければならない。

(不正防止計画の策定等)

第4条 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の意見を聴取して、不正を発生させる要因について全学的状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を定めなければならない。

2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、前項の不正防止計画を実施し、不正を防止するための適切な措置を講じなければならない。

3 第1項で定めた不正防止計画の推進及び検証を図るため、最高管理責任者のもとに不正防止計画推進部署を置き、事務局学生図書係がその業務を担当する。

(関係職員の意識向上)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理が適切に行われるよう関係職員の意識向上を図るための施策を講じなければならない。

(研究費の事務処理)

第6条 公的研究費の事務処理手続及び使用に関するルール（以下「ルール」という。）については、次の各号に掲げる規程等により、明確かつ統一的な運用を図ることとする。

一 関係法令及び資金配分機関の定め

二 群馬県財務規則（平成3年3月25日群馬県規則第18号）その他群馬県の定める関係規程

三 大学の関係規程等

2 前項のルールについては、関係職員に周知する。

3 第1項に掲げる事項については、運用との実態が乖離していないか常に確認し、必要に応じて大学の関係規程等の見直しを行う。

(相談窓口)

第7条 公的研究費の事務処理手続及び使用に関して、大学内外からの相談を受け付ける相談窓口を事務局学生図書係に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援するものとする。

(通報窓口)

第8条 不正に関する大学内外からの通報に関して通報窓口を設置し、事務局管理部次長がその任にあたる。

2 事務局管理部次長は、不正に係る通報があった場合、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に通報内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を研究費の配分機関に報告協議し、必要に応じて配分機関の調査に応じるものとする。

- 4 最高管理責任者は、調査の必要がないと認めたときは、その理由を付して通報者に通知するものとする。

(通報の取扱い)

第9条 不正の疑いがあると思料する者は、書面、電話、ファックス、電子メール、面談等により、何人も通報することができる。

- 2 通報窓口は、原則として顕名によるものを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

(通報者・被通報者の取扱い)

第10条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを大学内外に周知する。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対し、第15条第2項により悪意に基づく通報と認定された場合を除き、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究費の使用停止、又は解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査委員会)

第11条 最高管理責任者は、第8条第3項により調査を要すると認めたときは、直ちに不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、事実関係を調査させなければならない。

- 2 調査委員会は、次の各号の委員をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 学術・情報委員会委員長
 - 三 被通報者が所属する部局長
 - 四 事務局総務会計係長
 - 五 会計・法律関係の専門的知識を有する外部有識者
 - 六 その他最高管理責任者が指名する者
- 3 調査委員会に委員長を置き、委員長は統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者に事故ある場合は、最高管理責任者が委員の中から指名する者とする。
- 4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことがで

きる。

- 6 委員のうち、通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

(調査)

- 第12条 最高管理責任者は、前条第1項により調査を命じた場合は、通報者及び被通報者に対し、調査を行うこと並びに調査委員会委員の氏名及び所属を通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 2 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から14日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 調査委員会の構成に対する異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について研究費の配分機関に報告協議するものとする。

(調査への協力)

- 第13条 被通報者及びその関係者は、委員会の調査に積極的に協力し、調査の証拠となるような資料等を保全しなければならない。
- 2 被通報者及びその関係者は、委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。

(調査中における一時的措置)

- 第14条 最高管理責任者は、調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究費等の支出を停止することができる。

(認定)

- 第15条 調査委員会は、通報の受付から210日以内に、不正の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。ただし、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定するものとする。
- 2 不正が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

- 第16条 調査委員会は、調査結果（前条第1項ただし書及び第2項の認定を含む。以下同じ）をまとめた報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告し

なければならない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第17条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外であっても不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。
- 2 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、その調査結果、不正発生要因及び再発防止計画等を含む最終報告書を研究費の配分機関に報告しなければならない。なお、通報の受付から210日以内に調査結果がまとまらない場合においても、調査の中間報告を研究費の配分機関に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、研究費の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

(不服申立て)

- 第18条 不正が行われたと認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、最高管理責任者に対し、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 最高管理責任者は、被通報者等から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、研究費の配分機関に報告しなければならない。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者に通知し、研究費の配分機関に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不服申立てについて、趣旨及び理由等を勘案し、必要があると認めるときは調査委員会に再調査を命じる。
- 4 最高管理責任者は、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長の判断により、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 5 調査委員会は、再調査を開始した場合は、不正が行われたと認定された被通報者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内に、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、再調査結果を、通報者及び被通報者等に通知し、研究費の配分機関に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第19条 最高管理責任者は、不正が行われたと認定された場合、次の各号の調査結果を速やかに公表するものとする。

- 一 不正に関与した者の氏名及び所属
- 二 不正の内容
- 三 調査結果の公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会委員の氏名及び所属
- 五 調査の方法及び手順
- 六 その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 不正が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。ただし、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名及び所属を公表する。

3 第1項の公表内容については、研究費の配分機関へ事前に報告し、第2項ただし書きの公表内容については、通報者の所属機関に通知するものとする。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

第20条 不正が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、被通報者等に対し、直ちに当該事案に係る研究費の使用中止を命ずるとともに、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び群馬県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第54号）等関係規程に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、不正に関与した業者について、群馬県の定める「物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領」（平成19年4月1日施行）に準じた指名停止等の措置を講ずるものとする。

(不正が行われなかったと認定された場合の措置)

第21条 不正が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、調査に際して実施した研究費等の支出の停止及び証拠保全の措置を解除するとともに、その旨を調査に関係した者に通知し、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復させる措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が本学職員の場合は、前条の例にならい関係規程に基づく処分等適切な手續を講ずるものとする。また、通報者が他機関に所属する場合は、当該機関長へ処分を要請する等適切な処置を行う。

(義務等)

第22条 この規程に定める手続に関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- 二 任務において知りえた秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
- 三 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。
- 四 通報者及び被通報者、または調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(内部監査)

第23条 公的研究費の適正な運営及び管理のため、不正発生要因に応じた内部監査を定期及び随時に実施する。

- 2 内部監査により不正が発覚した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、第8条第3項に準じて取扱うものとする。
- 3 内部監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(モニタリングの実施)

第24条 不正防止計画推進部署は、研究費の適正な管理及び不正の発生を防止するため、第6条第1項の規定により不正防止計画の運用状況に関してモニタリングを実施する。

(事務)

第25条 調査委員会に関する事務は、関係部局及び事務局総務会計系の協力を得て事務局学生図書係において処理する。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

「群馬県立県民健康科学大学科学研究費助成事業不正防止要領」(平成25年4月1日施行)は廃止する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

資料24 研究活動上の不正防止等に関する 運営・管理体系図

研究活動上の不正防止等に関する運営・管理体系図

